

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る意見聴取概要の公表について	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 6
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年6月分)	… 7

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C02
事業者名：京成バスシステム 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年7月12日（金曜日）

13時00分から（千葉県） AB聴聞室
14時00分から（船橋市） AB聴聞室
15時00分から（習志野市） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は
名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・船橋市長 千葉県船橋市湊町二丁目10番25号
- ・習志野市長 千葉県習志野市鷺沼二丁目1番1号

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

(別紙5-2)
交計第175号
令和6年7月9日

関東運輸局長 様

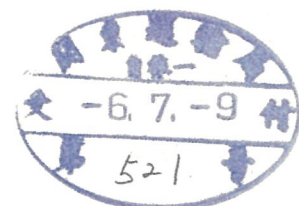
千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和6年7月12日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C02
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の休止日の繰り上げにあたっては、地元市である船橋市及び習志野市の意見を十分尊重されたい。



(別紙5-2)

令和6年7月11日

関東運輸局長殿

住所:千葉県習志野市鷺沼2-1-1

地方自治体名:習志野市

(首長名) 宮本 泰介

意見の陳述書

今般、令和6年7月12日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができませんので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名:一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止

事案番号:24C02

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

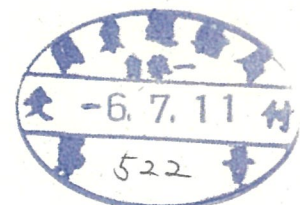
氏名:宮本泰介

職名:習志野市長

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

今回、厚生労働省の働き方改革関連法などへの対応のためバス路線の休止を実施することとありますが、交通事業者の厳しい経営環境を鑑みますとやむを得ないものと理解しております。

しかしながら、本市におけるバス交通は、市民にとって最も身近な生活交通として、大変重要な役割を担っておりますので、1年間の路線の休止後につきましては、路線の復活に努めていただくようお願いいたします。



船道計第541号
令和6年7月4日

関東運輸局長 様

船橋市長 松戸 徹
(公 印 省 略)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に対する意見聴取について

令和6年6月28日付 関自旅一第312号で通知のあった標記については、意見の聴取を必要としないので、その旨お知らせいたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

名 称：船橋市
住 所：千葉県船橋市湊町二丁目10番25号
代表者名：船橋市長 松戸 徹

2. 意見の聴取を行うこととされていた休止の届出の件名及び番号

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
番 号：24C02

3. 意見の聴取を必要としなくなった理由

理 由：令和6年4月1日のダイヤ改正により平日運行を終了している路線であり、この度の休止についても事前に一般乗合旅客自動車運送事業者より丁寧な説明があったため。



令和6年7月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年7月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ケイ・エス観光 (法人番号: 6011402003022) 代表者 林嗣商
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区三園1-48-10-2F (本社営業所) 東京都板橋区三園1-48-10-2F
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年10月17日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240603	末輝海運 株式会社(法人番号3021001039493)代表者:新井 悦子	神奈川県厚木市長谷1155-4 ニューパーク101	愛甲	神奈川県厚木市長谷1155-4 ニューパーク101	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月30日、同年12月7日及び令和5年3月23日監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	41	41
20240604	パイオニア・エクスプレス 株式会社(法人番号4011801011123)代表者:新井 重雄	東京都足立区佐野2-5-13	本社	東京都足立区佐野2-5-13	輸送施設の使用停止(230日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月25日及び同年8月8日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	23	23
20240604	有限会社 マルミヤ運送(法人番号5011702011080)代表者:濱中 一也	東京都江戸川区東葛西9-14-16	本社	東京都江戸川区東葛西9-14-16	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月8日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	10	6
20240604	株式会社 野島土木(法人番号50112801002482)代表者:野島 直敬	東京都昭島市福島町3-3-7	本社	東京都昭島市福島町3-3-7	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年9月7日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)	2	2
20240611	株式会社 新星運輸商事(法人番号4120001126175)代表者:佐野川谷 裕之	大阪府東大阪市新庄東3-10	北関東物流センター	埼玉県さいたま市岩槻区飯塚119-1	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年5月24日及び同年6月9日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240611	株式会社 オータカ(法人番号4011301001450)代表者:大高 一義	東京都杉並区堀之内3-37-5	横浜	神奈川県横浜市旭区川井本町103-3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年4月23日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0
20240618	有限会社 中央商事運輸(法人番号1010602029955)代表者:小池 里奈	東京都江東区東陽5-20-1	本社	東京都江東区東陽5-20-1	輸送施設の使用停止(265日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月21日及び同年3月16日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	27	27
20240618	株式会社 アドバンス芙蓉(法人番号8040001016620)代表者:田崎 浩二	千葉県鎌ヶ谷市初富24-61	本社	千葉県市川市田尻5-16-26	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和5年8月7日及び同年8月22日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8
20240618	株式会社 東洋陸送社(法人番号5020001023935)代表者:別所 仁	神奈川県横浜市神奈川区神奈川2-14-16	栃木	栃木県河内郡上三川町大字西汗1766-47	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和5年8月9日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	7	7
20240618	バナシアロジ 株式会社(法人番号6180001006849)代表者:島村 恵三	愛知県名古屋港区藤前5-401-7	東京	東京都大田区平和島6-1-1 TRCセンタービル915	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月17日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240618	有限会社 エクセル(法人番号3050002026151)代表者:西岡 雅樹	茨城県古河市小堤1915-1	本社	茨城県古河市小堤1915-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年9月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	3	3
20240618	株式会社 論渡物流(法人番号8011701008439)代表者:向野 祐司	東京都江戸川区春江町3-49-12	横浜	神奈川県横浜市都筑区池辺町2450-401	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	労働局からの通報を端緒として、令和5年5月30日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20240618	利根開発機工 株式会社(法人番号6040001063986)代表者:高橋 直美	千葉県香取市一ノ分目800	本社	千葉県香取市一ノ分目767-4	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年9月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	2	2
20240618	株式会社 スタームービング(法人番号7020001087904)代表者:山本 恒夫	神奈川県横浜市港北区新羽町673-1	東京	東京都江戸川区西一之江2-11-9	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月9日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(3)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
20240618	株式会社 関翔運輸(法人番号3030001016634)代表者:関根 穰二	埼玉県さいたま市緑区大字寺山735-1	印西	千葉県印西市松崎台1-3-12	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年4月26日、同年5月15日及び同年5月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)	1	1
20240618	森田運輸倉庫 株式会社(法人番号7050001019219)代表者:森田 敏男	茨城県古河市仁連1488	伊勢崎	群馬県伊勢崎市間野谷町1268	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年4月11日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240619	株式会社 ワールドポーター(法人番号1040001103508)代表者:吉田 裕一	千葉県柏市藤心964-1	本店	千葉県柏市中央2-3-18	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(65日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	名義貸しがあった旨の警察署からの通報を端緒として、令和5年3月1日及び同年3月13日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	37	37
20240625	有限会社 美義運輸(法人番号8020002051494)代表者:菱沼 肇彦	神奈川県横浜市泉区岡津町1037-4石渡ハイツー2	本社	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2137-1	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(155日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年3月15日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(10)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	46	46
20240625	株式会社 根岸運輸(法人番号8070001036946)代表者:根岸 竜也	群馬県伊勢崎市上蓮町563-2	本社	群馬県伊勢崎市上蓮町563-2	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年6月14日及び同年7月12日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	7	7
20240625	真貝運輸 有限会社(法人番号5070002031643)代表者:真貝 俊男	群馬県太田市世良田町1203-2	世良田	群馬県太田市世良田町1203-2	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和5年7月11日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	7	7

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20240625	Life Line 株式会社(法人番号7020001045655)代表者:荒川 裕年	神奈川県横浜市都筑区折本町1457-2	本社	神奈川県横浜市都筑区折本町1457-2	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	重傷事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月9日及び令和6年2月2日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	6	6
20240625	株式会社 あすからいふ倶楽部(法人番号7070001015744)代表者:正田 恵一	群馬県桐生市広沢町3-4191-1	本社	群馬県桐生市広沢町3-4191-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月20日及び同年8月31日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
20240625	有限会社 キャリムトランス(法人番号1040002021691)代表者:草野 勝晴	千葉県船橋市栄町1-21-18	本社	東京都江東区新木場1-17-4	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年9月12日及び同年10月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	5	5
20240625	株式会社 久留生商事運輸(法人番号6060001012132)代表者:久留生 正人	栃木県那須塩原市二区町341-55	本社	栃木県那須塩原市二区町341-55	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年7月12日及び同年9月26日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	4	4

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)